

# 令和 2 年度第 1 回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 2 年 4 月 7 日（火）	午後 2 時
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

# 第 1 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 2 年 4 月 7 日 ( 火 ) 午後 2 時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第 1 第 2 号議案 八王子市教育委員会事務局職員の人事に関する事務処理の報告について
  - 第 2 第 3 号議案 令和 2 年度 ( 2 0 2 0 年度 ) 市立小 ・ 中学校及び義務教育学校における 4 月 1 3 日以降の教育活動について
  - 第 3 第 4 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告について
  - 第 4 第 5 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止の期間延長に関する事務処理の報告について
  - 第 5 第 6 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の臨時休館の期間延長に関する事務処理の報告について
  - 第 6 第 7 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において意見を聴く学識経験者の選任について
  - 第 7 第 8 号議案 令和 3 年生存者 ( 春 ・ 秋 ) 叙勲候補者の推薦について
  - 第 8 第 9 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とする八王子市教育委員会所管施設の使用料等の還付について
  - 第 9 第 1 0 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止の期間延長について
  - 第 1 0 第 1 1 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市絹の道資料館の臨時休館の期間延長について
  - 第 1 1 第 1 2 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた国史跡八

王子城跡ガイダンス施設の臨時休館の期間延長について

4 協議事項

八王子市文化財保存活用地域計画策定の考え方について (文化財課)

5 報告事項

- ・市立小学校児童に係る事故への対応状況について (指導課)
- ・八王子車人形調査報告書の完成について (文化財課)

---

## 第1回定例会追加議事日程

1 日 時 令和2年4月7日(火)午後2時

2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

3 会議に付すべき事件

第13号議案 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とする八王子市教育委員会所管施設に係る使用料等の還付に関する事務処理の報告について

第14号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市生涯学習センターの利用休止の期間延長及び使用時間の変更について

---

八王子市教育委員会

教 育 長	安 間 英 潮
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	高 橋 健 司
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	山 田 光
指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	音 村 昭 人
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	安 達 和 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	福 島 義 文
学 習 支 援 課 長	新 堀 信 晃
文 化 財 課 長	菅 野 匡 彦
こ ども 科 学 館 長	遠 藤 讓 一
図 書 館 部 長	小 峰 修 司
中 央 図 書 館 長	高 野 芳 崇
生涯学習センター図書館長	新 納 泰 隆
南 大 沢 図 書 館 長	堀 内 栄 史
川 口 図 書 館 長	松 井 洋 一
学校教育部政策課主査	三 枝 信 博

指導課指導主事	鈴木和宏
指導課指導主事	志村亮介
教職員課主査	尾下友里子
生涯学習政策課主査	高木健治
文化財課課長補佐兼主査	久田伸之
文化財課主査	草間亜樹
教育総務課主査	長井優治
教育総務課主事	池上光
教育総務課主事	羽山和雅
教育総務課会計年度任用職員	古瀬村温美

【午後 2 時開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日は柴田委員から欠席の報告がございましたが、本日の出席 4 名でございますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和 2 年度第 1 回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日の議事録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、本日、追加議事日程の提出がありました。これについても議題といたしたいと思えます。また、議事日程中、第 9 号議案は、内容変更が生じたため、事務局より取り下げたい旨の申し出がありましたので、そのようにしたいと思えますが、それぞれについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

本日の議事でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する案件が多いことから、一部議事の順序を変えて審議を行いたいと思えます。

また、第 8 号議案及び報告事項「市立小学校児童に係る事故への対応状況について」は、審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思えますが、それぞれ御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第 1 第 2 号議案 八王子市教育委員会事務局職員の人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について教職員課から説明願います。

溝部教職員課長　　それでは、第2号議案、八王子市教育委員会事務局職員の人事に関する事務処理の報告につきまして、担当の尾下主査から説明いたします。

尾下教職員課主査　　それでは、第2号議案について説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長におきまして事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき報告し承認をお願いするものでございます。

八王子市教育委員会事務局人事については、3枚目以降の第2号議案関連資料に沿って御説明いたします。

令和2年4月1日付の人事異動について、学校教育部におきましては、財務部建築管理担当部長となられた八木担当部長が、学校教育部学校施設整備担当部長を併任いたしました。

生涯学習スポーツ部におきましては、転出者は、部長職では小山部長が市民活動推進部長として、課長職では、佐藤スポーツ施設管理課長兼八王子市体育館長が総合経営部経営計画第一課長として転出いたしました。

転入者は、部長職では産業振興部農林課の音村課長が生涯学習スポーツ部長として、課長職では、生活安全部防犯課の福島課長がスポーツ施設管理課長兼八王子市体育館長として転入いたしました。

図書館部におきましては、転出者については、部長職では佐藤部長が監査事務局長として、課長職では、南大沢図書館、中村館長が市民部由木地域事務所長、川口図書館、成田館長が市民部元八王子地域事務所長として、それぞれ転出いたしました。

転入者については、部長職では、市民活動推進部の小峰部長が図書館部長として、医療保険部看護専門学校総務課の堀内課長が南大沢図書館長、市民部元八王子地域事務所の松井所長が川口図書館長として、それぞれ転入いたしました。

説明は以上でございます。

安間教育長　　只今、教職員課からの説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よ

るしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第2号議案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第2号議案については、そのように承認することにいたしました。

それでは、人事異動に伴う部課長の紹介をお願いいたします。

設楽学校教育部長 それでは、学校教育部に転入した管理職について御紹介させていただきます。

財務部建築管理担当部長併せて学校教育部学校施設整備担当部長の八木忠史です。

八木学校施設整備担当部長 八木忠史です。どうぞよろしくをお願いいたします。

音村生涯学習スポーツ部長 4月より生涯学習スポーツ部長となりました音村昭人と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、生涯学習スポーツ部について御紹介させていただきます。

スポーツ施設管理課長兼八王子市体育館長、福島義文でございます。

福島スポーツ施設管理課長 福島義文でございます。よろしくをお願いいたします。

小峰図書館部長 4月より図書館部長となりました小峰修司です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、図書館部に転入した管理職について御紹介させていただきます。

南大沢図書館長の堀内栄史です。

堀内南大沢図書館長 堀内栄史でございます。よろしくをお願いいたします。

小峰図書館部長 川口図書館長の松井洋一です。

川口図書館長 松井洋一です。よろしくをお願いいたします。

小峰図書館部長 以上です。

安間教育長 これからよろしくをお願いいたします。

安間教育長 日程第2 第3号議案 令和2年度(2020年度)市立小・中学校及



び義務教育学校における4月13日以降の教育活動についてを議題に供します。

本案について指導課から説明願います。

上野統括指導主事 4月6日より4月10日までの市立小・中学校及び義務教育学校における教育活動につきましては、令和2年4月1日に八王子市教育委員会会議規則第3条第3項にのっとり、臨時の教育委員会を開催し、第1号議案 新型コロナウイルス感染症にかかる当面の教育活動についてとして議決をいただきました。

しかしながら、昨日から本日にかけて、内閣総理大臣が新型コロナウイルス感染症対策本部から基本的対策方針等を諮問委員会に緊急事態に該当すると諮問し、その専門的評価を基に本日中に緊急事態宣言が出されるという見通しとなっており、まいりました。

本日は、明日4月8日から4月10日までの教育活動並びに4月13日以降の教育活動について、第3号議案 令和2年度(2020年度)市立小・中学校及び義務教育学校における4月13日以降の教育活動についてとして御審議をお願いいたします。

詳細につきましては、担当の志村指導主事より御説明させていただきます。

志村指導課指導主事 それでは、第3号議案 令和2年度(2020年度)市立小・中学校及び義務教育学校における4月13日以降の教育活動について説明いたします。

現在、市立小・中学校及び義務教育学校では、昨日からの始業式及び入学式を終え、無事新年度のスタートを切ることができました。

小学校では本日から10日まで、中学校では明日8日から10日までの期間で、各学年2時間以内の分散登校を1日設定し、実施を予定していたところですが、本日、緊急事態宣言が出る見通しとなったことから、本日の教育委員会定例会において、これから御説明いたします8日から4月10日までの各学校の対応、4月13日以降の教育活動について御審議いただきたいと思いますと考えております。

4月8日から4月10日までは各学年ごとに登校日を設定し、分散登校を実施することにしておりますが、小・中学校共に学年ごとの登校日としては設定せず、教科書等配付日として時間での個別対応を基本といたします。

なお、小学校については、登下校の安全の配慮から、先ほど申し上げたとおり、

各学年ごとに日時を指定した分散登校を実施することも可能としておりますが、児童が在籍する時間をできる限り短くするよう指示しております。

この3日間の具体的な内容についてですが、教科書配付、臨時休業中の課題の説明を行います。配付物を取りに来る対象は児童・生徒に限定せず、保護者でも可能といたします。その際、児童・生徒の健康状態の状況確認を行います。

なお、配付物を取りに来ることができない児童・生徒、保護者については、各学校で個別対応を行うことで、教科書や配付物が確実に届くようにいたします。

臨時休業延長期間についてです。臨時休業延長期間につきましては、4月13日から5月6日までの実施となります。

具体的な対応についてです。具体的な対応につきましては、学校は児童・生徒に対して自宅待機するよう指導いたします。分散登校及び個別の登校、中学校及び義務教育学校の部活動、学校における子どもの居場所作り及び昼食の提供については、5月6日までの期間は実施いたしません。

また、各学校は今後家庭への連絡が確実に取れるよう、学校ホームページや一斉メール、動画配信での校長メッセージ等で学校の情報を確認することを保護者に周知すると共に、学校は電話等と保護者との連絡をとる体制を構築するよう指示しております。

併せて、児童・生徒の日々の課題については、学校ホームページに掲載し、随時更新するよういたします。

教職員につきましては、毎朝、自宅で検温をし、風邪の症状が見られるときは無理をせず自宅で休養し、教職員の家族が罹患した場合には、感染の有無等状況が明らかになるまでの間、当該教員は出勤させません。

教職員の勤務については、別途教職員課で通知を発出いたします。

最後に、教員研修、教員向けの連絡会等については、原則延期といたします。

なお、只今説明いたしました内容につきましては、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況に応じて変更になることは併せてお伝えいたします。

私からの説明は以上です。

安間教育長 只今、指導課からの説明が終わりました。

本案についての御質疑をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

今後の要望等についても、ここでお願いいたします。

川島委員 御説明ありがとうございます。かなり切迫した状況での判断、なかなか難しかったかと思えます。

お聞きしたいんですけども、休校の延長に対して登校日等は設けないというお話で、この間の課題は学校のホームページ等で随時更新するというお話ですけども、御承知のように、ネットの環境がないですとか、そういう情報を取ることができない保護者の方もかなりいらっしゃるかというのは分かるかと思うんですけども、そういう保護者、児童に対するフォローというのはどういうことをお考えになっているのかなと、お聞きしたいと思えます。

志村指導課指導主事 現在のところ、登校日としては10日までは設定いたしませんけれども、10日までの間の配付物等に課題を設定しまして、その中で子どもたちには、その期間の課題については周知しようと考えております。

また、ただ期間が長くなることから、その間について、また個別に配付することを検討してはおりますけれども、今は緊急事態ということになりますので、これについては後ほどまた考えて学校に周知したいと考えております。

安間教育長 他に御質問・御要望等ございますか。

笠原委員 本当に緊急事態の対応を日々考えなければいけなくて、大変な状況だと思えます。今はもうとにかく、このような形で子どもたちを守ることには徹するという事は、もう間違いなく必要なことだと考えております。

一方、1つ質問としては、学童クラブはどうなりますでしょうか。預かってもらえるのでしょうか。

安達生涯学習政策課長 私のほうで承知している範囲では、刻々変わるという状況もありますけれども、最小限度でやることを検討していると、そういう情報が入っております。

ですから、普段よりももっと絞り込んで、どうしても保育が欠けるような家庭のお子さんを預かるというような状況で検討しているようでございます。

笠原委員 多分、全国どこでも所管が違うということになるんでしょうけれども、これは非常にゆゆしきことであって、子どもたちにとっては居場所がなくなっているもので、現状何が起こっているかという、例えば、外に庭があるお家に住んでいる

とか、せめてベランダに出られるとか、そういうお家はいいんですけども、狭いアパートの中で、子どもが3人ギュウギュウ詰めで住んで一緒にいて、お父さんとお母さんはいなくて、仕事に行っていてというような家庭もとてもたくさんあります。その子たちは御飯も食わずに待っている子もいます。

それから、その中で発達障害には限らないとは思いますが、発達障害の子たちの中には、やはり、そういう狭い空間にいることが非常にイライラしやすい条件になっていて、非常に状況は悪いということも現実にあります。まあ、そういう子たちだけじゃなくても、小・中学生は体を動かさずにじっと家の中にいるということ自体が、すごくつらい状況だと思うんですね。

それで、そういう子どもたちの安全も含めて、もちろん、その親がいないところに子どもだけで居ていいのかということもありますし、学童保育の時間にちゃんと預かってもらえる場所があるかということもあるんですけども、やはり、それをユーザー側から考えれば、管轄が違うからお互いに連携が分からないというのは、分からないことはないのかもしれませんが、連携がとれないというのは、ちょっと違うのではないかなとやはり思うので、学校がこういう決断をするということは、そちら側とやっぱり密に連携をとってやっていかなきゃいけないことだと思うので、お母さんや子どもたちが本当に困らないような方法はとらなきゃいけないだろうと思います。

確かに、大勢集めるのは非常に危険な状況だと思いますので、その学童保育に関しても、人数を絞るとか、時間を制限するとか、何か順番に使わせるとか何かやらないと、きっと全員一緒に集めたら大変なんだろうと思いますが、それも本来学童保育は、とにかく親御さんが忙しいから預かるという条件でしょうから、その辺、非常に痛いところなので、少し現実的な対応ができるといいなと思っています。

あと、これは要望というか、難しいのだと思いますけれども、例えば、校庭だけでも使わせてもらえるとか、そういうことがないかなというのはあります。その子どもたちが遊ぶ場がなくなって、公園がもう今はラッシュで、子どもが多過ぎちゃって、公園が怖くて行けなかったという親御さんもいたので、そういうようなこともちょっと検討というか、そういうこともあるということを理解しておく必要があるのではないかと考えています。

ただ、本当に5月6日までの子どもたちの時間をどう対応するか、生活のリズムが悪くなっているのは確かで、昼夜逆転している子どもは山ほどいます。それで、この子たちのリズムを保つために、例えば、1日1回、先生方から何か連絡が来るとか、そういうような何かアプローチすることというのはできないのか、訪ねて行ったりはできないですから、接触しない方法で、電話だとか、テレビ電話みたいなものとか、何かできないかなというのはちょっと考えるところですが、少なくとも非常にこの1カ月弱ではありますけれども、子どもにしたら長い時間だろうと思うので、対策というのは相当考えて、できるかどうかはともかくとして、考えていく必要があるのではないかと考えています。

安間教育長     ありがとうございます。

3点ございましたけれども、それぞれについてありますか。

設楽学校教育部長     学童保育所との連携というところにつきましては、この臨時休業の期間を延長するにあたっては、もうその直前までずっと調整を行っていたところでございます。現時点で子ども家庭部のほうから私ども情報収集しておりますのは、やはり緊急事態宣言が出る前と出た後での預かる子ども対象というものを、どこまで子どもの命を守るかという観点と、保護者、医療従事者ですとか、ひとり親家庭の保護者のお子様を預かっている観点のそのバランスというものを、今まさに検討しているところということで、今後もお互いに連携しながら進めていきたいというふうには考えております。

あと、施設につきましても、校庭ですとか、体育館ですとか、もろもろ教室もお使いいただくことも全然大丈夫だということは、3月の臨時休業中も学童保育所の運営委員のほうにもお話ししているのですけれども、なかなかこう分散されてしまうと、運営者側もなかなか子どもを見るのが大変だということなので、ぜひ体育館とか校庭等についても、活用していただければなというふうに思っていて、そこら辺も含め検討していきたいというふうに思っております。

安間教育長     2点目は、学童に限らず施設の開放という話だけでも、緊急事態宣言と学校施設の関係というのはどうなっていますか。

設楽学校教育部長     そうですね、やはり緊急事態宣言ということになりますと、やはり学校そのものが休校を要請する施設ということになってきますので、そこはあま

り積極的に活用ということよりは、預かっているお子様の人数に応じて、もし密集してしまうような状況を回避するような、個別のそこは御相談になるかなと思います。

安間教育長 1点目のほうは、縦割りだから分からないと言っているわけではなくて、密接に連携はしているのですけれども、権限がないところでお話ができないので、多分、先ほどのような言い方になったということは御理解いただきたいと思います。

ただ、その根底の中に、もしかすると学校を福祉施設にという御提案だとするならば、これはやっぱり国全体で考えても、もう今や学校教育施設の福祉的要素というのはもう強いのだということで、国全体で考えるならば、これは一度、厚労省と文科省の機能を合併するとか、それぐらいの大きな話なのかなというふうに思いますから、それは1つの課題がここで見えてきたのではないかなと思っています。

2点目のほうは、緊急事態宣言なので学校施設は閉鎖しなければいけないのでしょ。だから、どうぞ使ってくださいとは言えないということですね。

志村指導課指導主事 3つ目の子どもたちへのアプローチに関しましてですが、13日以降、校長先生のメッセージを動画配信等をしたいというふうに考えております。

また、八王子市教育委員会として、「八王子ベーシックドリル」、「英語でどうなの」など、これまで私たちが推奨してきたものもありますので、まず、そちらのほうを保護者に通知して使っていただく。また、文部科学省から出ている学びのサイトですとか、あと、マスク作りですとか、そういったところを八王子市教育委員会としてこちらを推奨しますという形で押し出して言いたいというふうに考えていると共に、各学校から何か子どもたちへのメッセージ性のものは発信できないかということ、今は模索しながら考えているところでございます。

以上です。

安間教育長 で、今の3つ目の説明が、冒頭の川島委員の質問とかぶるのですけれども、そういうような環境がない子に対する方策、今、この場で思い付いて言わなくていいですから、必ず構築をしてあげてください。

志村指導課指導主事 はい。

安間教育長 家で、WEBに載っていますからといっても、それが見られない子だとか、そういう子がいた場合にどうするのだという、それが川島委員からの1点目の

御質問でした。

他にございましょうか。

伊東委員 大変な状況の中で、教育委員会事務局の方々、本当にお疲れさまでございます。

そういった中で、ちょっと私も幾つか御質問させていただければと思いますけれども、まず、4月13日以降、5月6日までのこの約1カ月間、学校の教育活動が全くできないということになるようなのですけれども、各児童・生徒に新しい教科書を配付できるということですが、先ほど、学校は子どもたちに対して色々な課題を用意しているということなのですから、子どもたちに課題をどういうふうにして提示していくのかということに関して、教育委員会として何か学校に御指導されているようなことがあるのかどうか、教えていただければと思います。

志村指導課指導主事 課題に関しましては、前回の通知の中に、小学校1年生、2年生に関しましては、お絵描き、なぞり書き等、まだきちんと平仮名とかも教えていない状況なので、そういったことを指示しました。

それ以外の学年につきましては、全学年の復習を課題として取り組むようにという形で、学校が準備するようというところを指示を出したところでございます。

以上です。

伊東委員 各学校として前年度の復習についてしっかりやるようにという、そういう御指示ですか。

志村指導課指導主事 はい。

伊東委員 そうすると、これは新しい教科書などを使った何か予習的なこととか、あるいは、何か探究的なこと、その新1年生とか低学年ではなくて、ある程度、学校の教育活動に馴染んでいる学年の子どもたちに対しての課題作りとか、ちょっと違って来るんじゃないかと思うのですけれども、その辺りの内容について、もう少し詳しく何か御指導されているのかどうか、教えていただければと思います。

上野統括指導主事 新しい課題等につきまして、ここで教科書等の配付をしているところもでございます。先ほど伊東委員おっしゃったように、予習というところもございますし、あと、それらを見る中で、子どもたちは日頃の生活の気付きというところを、家で読書をしたりする時間というのも多くなりますので、そういうことに関

しまして、また環境という話にもなってしまいますけれども、自分で探求して物事を探したりですとか、そういうこともございます。それに近いようなことになるのですが、先ほど指導主事のほうからも話をしましたが、文科省のほうで主導しています学びのサイトというところもございますので、そういうところの紹介等もしております。

また、そういう環境が整っていないお子さんにつきましては、学校のほうから声かけをするなどの、こういうことをしたらいいのではないのか、どうなのかというのも、こちらからその役員会とか、校長会を通して、こういう課題の設定の仕方もあるということもお伝えはしております。

以上になります。

安間教育長 急な話で急に対応を決めたのだから、13日以降、こういう点が心配されるという指摘に対して、全て100%の回答をしようなんて思わなくていいですよ。そのことを要望として捉えて、今後検討していきますのでいいですからね、今の時点では。無理して答えて中途半端な答えをするよりは、ちゃんと事務局で受け止めて、では、その課題から事業の方策を考えますと答弁してもらったほうがいいですよ。

伊東委員 私も今、何ができていないかとかということではなくて、要望として言いたいこととしては、自治体によって、例えば、動画配信をしたりしているところもありますし、オンライン授業とかというふうにやっているところもないわけではないわけです、そういう環境が整っているところに関しては。

ただ、八王子市がそういうような環境が整っているとは、とてもまだまだ難しい部分がたくさんあるかと思いますが、その中でも、この1カ月間の学びの期間というのは、多分、例えば、夏休みを短縮するとか、そういうこととか何かをしない限り、ある意味では、その間の学びというのはどうやっていくのか難しいわけですが、せめて課題の作り方とか、教科書の予習の仕方とか、あるいは、何かそういった学校の課題の出し方とか、そういったものに対して、教育委員会としてしっかりと御指導をしていただいて、子どもたちの学びというものが、なかなか難しいとは思いますが、できる限り新しい学習指導要領が施行される学年、市としての何かそういったものができるとうれしいなと、そういう思いでお話をさせていた



だいておりますので、大変お忙しい中で大変だとは思いますが、八王子市の子どものために教育委員会事務局の方々の英知を結集して、取り組んでいただければなというふうに思います。

安間教育長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、改めて私のほうからも要望ですけれども、先ほど申し上げたとおり、もう急な話で、13日からこんな準備が整っていますなんて今は言えるわけがない。だからこそ、今日ここで出た要望について、それを受け止めて、動画配信であるとか、当面はまず校長メッセージだとか、今あるものを子どもたちにぜひ推奨していくというような話なのでしょうけれども、今の伊東委員の話は、例えば、算数を担当している先生が、教科書のこのページ、ここでこんなことが書いてあるけれども、こうだよねと、5分から10分ぐらいの動画を配信してあげるとか、そのような手だてを、13日にすぐにできなくてもいいですから、事務局のほうでしっかりと考えてください。

できない理由は幾らでも思い浮かぶ。どういう条件ならできるのかということを考えて、13日から5月6日までの期間に我々としてできることは何なのか、それをしっかりと考えてもらいたいというのが要望であります。

よろしゅうございますか。

御要望等もいただきましたので、それを受け止めてください。

それでは、本案に関して賛否の御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第3号議案については、提案のとおり決定するということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第3号議案については、そのように決定することにいたしました。

本当に要望です。学校とすると早くこの教育委員会の決定が知りたいでしょうか

ら、もうこの決定、この会の終了を待たずに今の時点でもう決定していますから、学校には伝えて、保護者にもちゃんと趣旨が伝わるように、しっかりと説明を今すぐ事務局のほうは進めてください。

安間教育長     それでは、日程第 6 第 7 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において意見を聴く学識経験者の選任についてを議題に供します。

本案について学校教育政策課から説明願います。

橋本学校教育政策課長     それでは、第 7 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において意見を聴く学識経験者の選任について御審議をお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項では、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされております。そこで、本件は御意見をいただく学識経験者を選任しようとするものでございます。

詳細につきましては、三枝主査から御説明いたします。

三枝学校教育政策課主査     それでは、御説明いたします。

今回選任いたします学識経験者の方々には、本市の第 2 次教育振興基本計画「ビジョンはちおうじの教育」の進行管理に資するよう、令和元年度の全 42 施策の取組状況を教育委員会事務局が自己点検自己評価し、施策の課題と方向性を整理したものに対して、施策全般にわたる総合的意見と、重点施策である 16 の施策について個別に御意見をいただきます。

学識経験者につきましては、学校教育、生涯学習、保護者・地域の 3 つの分野から 1 名ずつ、計 3 名の方を選任しております。

選任にあたっては、継続性を確保し、多様な御意見をいただきたいことから、任期を 3 年とし、毎年 1 名ずつ交代しております。

今回は生涯学習分野から新たに選任し、保護者・地域、学校教育の分野のお二方は継続して選任するものでございます。

それでは、資料を 1 枚おめくりいただきまして、議案関連資料を御覧ください。

生涯学習分野として、入江優子先生の選任をお願いいたします。

入江先生の主な経歴ですが、現在、東京学芸大学 児童・生徒支援連携センター准教授、文部科学省「地域学校協働活動」大臣表彰審査委員などを務められています。

続いて、継続して選任をお願いする2名の方でございます。

まず、保護者・地域分野として3年目になります、守屋香里さんです。

守屋さんは、現在、八王子市立中学校PTA連合会会長、城山中学校のPTA会長、城山小学校城山中学校の学校運営協議会副会長、城山地区の青少年地区対策委員会の副会長を務められています。

裏面を御覧ください。

続いて、学校教育分野として2年目になります、堀竹充さんです。

堀竹さんは、十文字学園女子大学 児童教育学科教授、八王子市、国立市及び東京都教育委員会指導主事、全国連合小学校長会会長、中央教育審議会教員育成・教育課程部会臨時委員を務められました。

昨年、お二方には、それぞれの立場から貴重な御意見をいただきましたので、引き続き選任をお願いするものでございます。

今後のスケジュールでございますが、御意見をいただくにあたりまして、5月中に、この3名の方に教育委員会事務局から施策の取組状況や自己評価を説明いたします。その後、御意見をまとめていただき、6月中にはその意見を基に、教育委員会事務局と意見交換を行いたいと考えております。

最終的には、報告書の形にして8月の教育委員会定例会に上程し、9月の市議会で報告、公表となる予定でございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、学校教育政策課からの説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。御要望等もここでお願いいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本案について御意見をいただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第7号議案については、提案のとおり決定するというごことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第7号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　続きまして、日程第3　第4号議案　日程第4　第5号議案及び日程第9、第10号議案については相互に関連いたしますので、続けて議題に供します。各案について生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長　それでは、第4号議案　新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告について、第5号議案　新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止の期間延長に関する事務処理の報告について及び第10号議案　新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止の期間延長についてを一括して御説明いたします。

このうち第4号、第5号は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第2項の規定に基づき報告し、御承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、高木主査から説明いたします。

高木生涯学習政策課主査　では、順に御説明をいたします。

現在も対策に取り組んでおります新型コロナウイルス感染症対策でございますが、屋内の施設につきましては、3月31日まで施設の利用を休止することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ってまいりました。

3月25日、東京都知事から都内での新型コロナウイルス感染者が急激に増えており、今後、感染者の爆発的増加が起こるか否かの重大な局面にあるという都の状況が発表され、屋内・屋外を問わず、イベント等への参加を控え、週末における不要不急の外出を控えるようにとの呼びかけがありました。

そこで、本市においても、危機管理本部において施設の利用休止等を決定したことから、第4号議案では、陸上競技場などの屋外施設につきまして、3月26日、27日の2段階の決定となりましたが、4月12日まで期間の利用を休止することとし、第5号議案では、これまで利用を休止していた屋外の施設につきまして、3月31日までの休止期間を延長して、4月12日までとしたものでございます。

これらの施設の利用の休止につきましては、それぞれ教育委員会定例会に諮り決定するところではございますが、教育委員会定例会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ教育委員会が招集されるいとまがないことの規定に該当することから、教育長において決定したところでございます。

続きまして、第10号議案では、第4号議案、第5号議案にありますとおり、屋内の教育委員会所管施設の利用休止の期間は、いずれも4月12日までとなっておりますが、現在、都内においては陽性の患者数が急激に増加し、感染経路の分からない患者が増えているなど、感染拡大局面にあり、都全体として活動自粛を呼びかけているなど、引き続き重要な局面にあることを踏まえ、本市においても危機管理本部において、感染拡大防止の観点から利用休止期間の延長を決定したことから、対象の施設の利用休止期間を延長して、5月6日までとしようとしたものでございます。

説明は以上となります。

安間教育長 只今、生涯学習政策課からの説明は終わりました。

各案について、まず御質疑いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見があれば承ります。こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、分けて議決したいと思います。

まず、議題となっております第4号議案及び第5号議案については、提案のとおり承認するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第4号議案及び第5号議案については、そのように承認することにいたしました。

続きまして、第10号議案についてお諮りをいたします。

只今、議題となっております第10号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第10号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 続いて、日程第5 第6号議案、日程第10 第11号議案及び日程第11、第12号議案については相互に関連いたしますので、続けて議題に供します。各案について文化財課から説明願います。

菅野文化財課長 それでは、文化財課から、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた関連議案、第6号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の臨時休館の期間延長に関する事務処理の報告について並びに第11号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市絹の道資料館の臨時休館の期間延長について及び第12号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた国史跡八王子城跡ガイダンス施設の臨時休館の期間延長について御説明いたします。

なお、第6号議案は、八王子教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理いたしました事務処理につきまして、同条第2項の規定に基づき報告し承認を求めますのでございます。

詳細につきましては、久田課長補佐から説明いたします。

久田文化財課課長補佐兼主査 それでは、第6号議案から御説明いたします。

初めに、第6号議案の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の臨時休館の期間延長に関する事務処理の報告についてを御覧ください。

臨時休館とする施設につきましては、八王子市絹の道資料館と国史跡八王子城跡

ガイダンス施設でございます。

臨時休館とする期間につきましては、3月31日の火曜日まで臨時休館としていたものを、令和2年4月1日（水）から4月12日（日）まで臨時休館の期間を延長したものでございます。

この期間の臨時休館の延長につきましては、教育委員会定例会に諮るべきところでしたが、この間に教育委員会の定例会の日程がなかったため、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づきまして、教育長において臨時に代理して処理をさせていただいたところでございます。

この事務処理につきまして、同上2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、第11号議案については、八王子市絹の道資料館について、第12号議案については、国史跡八王子城跡ガイダンス施設について、それぞれ新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、臨時休館の期間をさらに令和2年4月13日（月）から5月6日（水）まで、期間の延長の決定を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、文化財課からの説明は終わりました。

各案について御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見はいかがでしょう。これもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見等もないようでございますので、お諮りをいたします。

2つに分けます。

まず、議題となっております第6号議案については、提案のとおり承認するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第6号議案については、そのように承認することにいたしました。

続いて、第11号議案及び第12号議案についてお諮りをいたします。

只今議題となっております第11号議案及び第12号議案については、提案のと

おり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第11号議案及び第12号議案については、そのように決定するにいたしました。

安間教育長 追加議事日程 第13号議案 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とする八王子市教育委員会所管施設に係る使用料等の還付に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長 それでは、第13号議案 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とする八王子市教育委員会所管施設に係る使用料等の還付に関する事務処理報告について御説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第2項の規定に基づき報告し、御承認を求めるとでございます。

事務処理の詳細につきましては、高木主査から御説明いたします。

高木生涯学習政策課主査 では、臨時に代理しました事務処理の内容につきまして御説明をいたします。

本議案は、先ほどの第4号議案、第5号議案の施設の利用休止等に関連いたしますが、都は先月の25日に今が極めて重大な局面であることを示し、また、本市においてもイベント等の中止を決定したところでございます。

事務処理を行った3月27日時点では、屋内外について4月12日まで施設利用を休止としていましたが、4月13日以降の施設の貸出しについて中止としておらず、感染症感染拡大の防止の観点から、使用を控える市民の方々も多く、使用をキャンセルする連絡も寄せられている状況でありました。

そこで新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として、施設利用をキャンセルしたときの使用料等につきましては、感染拡大防止の観点から、全額還付ができるよう取扱いとしたものでございます。



本来、教育委員会定例会に諮り決定するところではございますが、教育委員会定例会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の緊急に処理しなければならない事由が生じ、教育委員会を招集されるいとまがないことの規定に該当することから、教育長において臨時に代理して処理したところでございます。

説明は以上となります。

安間教育長 只今の説明は終わりました。本案について御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見等いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第13号議案については、提案のとおり承認するというごことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第13号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長 追加議事日程 第14号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市生涯学習センターの利用休止の期間延長及び使用時間の変更についてを議題に供します。

本案について学習支援課から説明願います。

新堀学習支援課長 それでは、第14号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市生涯学習センターの利用休止の期間延長及び使用時間の変更について御説明をいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、利用休止を令和2年4月12日までとしている八王子市生涯学習センターについて、先ほど第10号議案で御説明をしました施設に加えまして、令和2年4月13日から5月6日まで期間延長をするものでございます。

対象の施設は、生涯学習センター（南大沢分館及び川口分館を含む。）施設でございます。

それから、使用時間の変更についてでございますけれども、こちらは南大沢分館及び川口分館についてのみ行いますが、現在、規則上の使用時間が午前9時から午後9時30分までとなっておりますが、それぞれの施設が複合施設内にございまして、南大沢分館につきましては、市民センター、図書館、文化会館、及び福祉施設等、施設は各施設ございますが、現在それぞれ使用時間が5時、あるいは、7時というふうに、私どもの分館に比べて短い時間となっております。

川口分館につきましては、併設する市民センター、それから、図書館についても短い時間設定となっており、閉館時間が違っている状況がございます。

このような状況の中で、閉館時間をそろえて対応していきたいと考えております。

その理由でございますけれども、利用停止の度重なる延長に伴う分館の夜間問い合わせ等も減少していること、それから、防犯等の観点から、この施設における閉館時間の統一を図りたいということでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。

伊東委員 さっきの運動施設の話も含めてなのですけれども、これって緊急事態宣言が出て閉館にしないのですかね。それがちょっと質問なのですけれども。

安間教育長 全体に関わる話ですが、いかがでしょう。

高野中央図書館長 図書館部なのですけれども、緊急事態宣言が出された場合については、全館休館ということで今は考えておるところでございます。

安間教育長 生涯学習スポーツ部関係はどうなりますでしょうか。

音村生涯学習スポーツ部長 今まさに検討しているところなのですが、緊急事態宣言が出たタイミングで条例に基づいて対策本部ができることとなります。この決定事項を尊重した中で今後決定していきたいというふうに考えています。

伊東委員 要は、とにかく人の動きを減らすという話がもうすぐ出るのに、利用料の還付とか、それから、使用時間の変更とかという話なのかなというのを、ちょっと違和感を感じたので少し御質問させていただきました。

安間教育長 お話のとおりで、全館ということになれば、そこに関してだけは市の施設なので、市の管理本部等の決定を待ってしたいと、学校はもうここで教育委員会で決めるけれども、そういう仕分けだというフォローでよろしゅうございますか。

いずれにせよ、これまた次回あたりにまとめて承認していただくようなことになるかもしれません。

笠原委員 細かいことなんですけれども、使用時間の変更に関しては、これ期限が限られているものなのですか、それと、今後ずっとということなのかをお伺いしたいと思います。

新堀学習支援課長 御説明が不足しておりました。

今回の変更に関しましては5月6日まで、利用休止の期間と併せて行うものでございます。

以上でございます。

安間教育長 他に御質疑ございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見等いただきたいと思えます。よろしゅうございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第14号議案については、提案のとおり決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第14号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは続きまして、協議事項となります。

八王子市文化財保存活用地域計画策定の考え方についてを議題に供します。

本件について文化財課から説明願います。

菅野文化財課長 それでは、八王子市文化財保存活用地域計画策定の考え方についてを協議願います。

本件は、昨年度策定いたしました八王子市基本構想に掲げた基本方針に基づき、市内の文化財の保存・活用を計画的・体系的に進めるため、文化財保護法が定める実施計画として策定し、国の認定を受けようとするものです。

詳細は草間主査から説明からいたします。

草間文化財課主査　それでは、お手元の資料に従いまして、文化財保存活用地域計画の策定の考え方について御説明をさせていただきます。

今、概要につきましては文化財課長から説明のあったとおりです。

協議事項につきましては大きく2点、まず、資料の2の(1)法に規定された「地域計画の記載事項」、それに対する本市の計画策定の考え方であります。

説明にありましたとおり、歴史文化基本構想からの積上げ、実施計画としての策定ということになります。

歴史文化基本構想に記載をしている内容を基本的には整理しつつ、必要な事項を追加していくというような形になります。

大きなところでは、資料にございますイのところ、文化財の保存・活用を図るために講じる措置の内容、ここにつきましては、具体的な文化財の保存・活用に関する具体的な措置、それと実施時期を明記していくものでございますが、本市における文化財行政の既存の事務事業を整理しまして、体系化・重点化して取り組むべき事項、その内容とその実施時期を明確にして具体的に記載してまいります。

それから、次ページにまいりまして、工の計画期間でございます。

計画期間、国のほうが示している参考としては、5年～10年程度の期間を設定することが望ましいとなっております。八王子市としましては計画期間を10年、これは新郷土資料館開設に向けた準備、その期間と絡めた形で、短期、中期、長期の取組を整理していく、新郷土資料館が開設された後に、またそれに伴いまして本計画を見直していくというような形で10年の計画期間を考えているところでございます。

その次に、オのその他の事項でございますけれども、その他の事項につきましては、歴史文化基本構想に記載をいたしました関連文化財群「はちおうじ物語」、それから、「歴史文化保存活用区域」、こういったものを文化財の保存・活用に役立てていく、そのための具体的な策。また、例年どおりであれば5月に認定の結果が

発表されます「日本遺産」、この日本遺産に認定されるストーリー、また、構成文化財の保存・活用、こういった取組に関しても記載をしていくということになって考えております。

2点目としましては、地域計画策定の手続、進め方になりますけれども、既存の文化財保護審議会の意見を聞きながら策定を進め、素案に関しましてはパブリックコメントを実施して、市民の皆様からの意見もいただいた上で策定を進めていきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、次項に示してございます。

令和2年度に策定を進めまして、令和3年度、国の認定を取り、その後、文化財保存活用地域計画に基づいて、その計画の運用、歴史文化基本構想の基本的な方針、これに基づいて文化財の保存・活用を実現するための施策を展開していくと、そのようなスケジュールで進めていくことを考えております。

説明は以上です。

安間教育長 只今、説明は終わりました。

本件について、まず御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見もひっくるめて協議を進めたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員 ありがとうございます。大変興味深くこの御報告を伺っているのですが、八王子市としてこの日本遺産を認められる見込みというか、この辺はどのようなのでしょうか。大変気になるところなのですから。

平塚歴史文化構想担当課長 非常に答えづらい質問なのですが、状況としましては、文化庁としては100件、国全体の認定を目指すということの中で、昨年度まで83件が認定されているということでした。

17件ほどの枠があるという状況で、正式な情報ではないのですが、今年度、認定の申請が100を超えているというふうに聞いております。倍率でいうと6倍以上ということで、非常に狭き門ということだと思うのですが、八王子の場合については、専任の所管を作って2年かけて取り組んできたところの中で、八王子の文化財と資源を最大限活用したストーリーとして現在申請しておりますので、良

い結果が出るものと所管としては考えております。

以上です。

伊東委員 ありがとうございます。八王子全体で機運を高めて、学校なんかも巻き込んでいただいたりして、何とか認定を取れるといいなとお祈りをしております。よろしく願いいたします。

安間教育長 他に御質疑、または御意見等ございましたら、お伺いします。

笠原委員 私もとても興味深く、むしろ、ここで色々学ばせていただいている最中なのですけれども、これだけのものをできれば全国の人に知ってもらいたいというのは、本当に心からあります。

一方で、今回、本当にこんなコロナ騒ぎとか色々あって、色々なところに気を配らなきゃいけない中で、こういう本当に地道にずっと続けてきたことは、本当にぜひ実を結んでいただけることを願いますし、皆さん、もしかしたら、こんなことないといいのだけれども、文化財課の方がコロナ対策に回らなければいけないなどという事態がないことを願いますが、そんなことが仮にあったとしても、これが続くように継続してやっていただければと本当に心から願っています。よろしく願いします。

安間教育長 ありがとうございます。

他によろしゅうございますか。

私個人も4年前着任してからのずっと悲願で、ずっと4年間やっておりますので、今の委員の御意見には本当に共感いたします。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、只今あった御意見等を踏まえて事務を進めていただきたいと思います。

安間教育長 続いて、報告事項となります。

文化財課から報告願います。

菅野文化財課長 それでは、八王子車人形調査報告書の完成について御報告いたします。

本報告は、国の「記録作成等の措置を講じるべき無形の民俗文化財」に選択されています八王子車人形について、市政100周年をまたぐ3年間にわたる学術調査活動により、車人形の民俗文化財としての価値を明らかにしたもので、今後、国の重要無形民俗文化財の指定をも伺う内容となっております。

本日は冊子化が間に合わず写しとなっておりますが、今月中には製本し皆様のお手元にお配りする予定です。

詳細につきましては、久田課長補佐から説明いたします。

久田文化財課課長補佐兼主査　それでは、八王子車人形調査報告書の完成について御報告いたします。

報告の趣旨についてですが、今、文化財課長が申し上げたとおりでございます。

次に、報告の内容でございますが、(1)報告書の作成の目的につきましては、八王子車人形については、これまで体系的・網羅的な調査は行われてこなかったのですが、ここで調査を行い、その結果を調査報告書としてまとめ広く公表し、その文化財としての価値を知らしめることで、国の重要無形民俗文化財指定へ繋げていこうとするものでございます。

次に、(2)経過でございます。

平成28年度に準備作業を開始しまして、平成29年度に、専門家5名、文化庁及び東京都教育庁が参加した検討会を設置しまして、人形浄瑠璃が御専門の昭和女子大学の谷津早苗教授を座長として学術調査を開始しました。

その結果に基づきまして、令和元年度において執筆作業に着手して、ここの3月に完成したものでございます。

なお、検討会の参加者については参考資料を御覧ください。

次に、(3)調査報告書の内容でございますが、ア、概要としまして、全体を6章に分けた372ページに及ぶ報告書と、五代目の西川古柳実演による型(操法)等の動画を含めた付録のDVDから構成をされております。

調査報告書の構成と執筆者については、参考資料に記してございますので御覧いただければと思います。

次に、イ、調査報告書で考察された民俗文化財としての主な価値についてでございます。

1つ目、(ア)としまして、車人形は独自の工夫によりまして、ろくろ車を活用して、1人遣いで演じる人形芝居でございますが、我が国を代表する人形芝居で3人遣いで演じる人形浄瑠璃の変遷過程を示す民俗文化財の代表例として現在まで継承されていること。

次に、明治以来の八王子車人形の変遷が、上演記録や人形の頭、衣裳、それから、人形遣いによる型(操法)などが西川古柳座にしっかりと伝承されており、歴史資料としての価値が高いということ。

3つ目として、郷土芸能として将来においても継承される環境、例えば、上演の機会が確保されていることとか、それから、若手継承者が備わっている西川古柳座という保存団体組織、さらには、後援会という支援組織がありまして、伝承基盤は備わっていることでございます。

最後に、今後の取組についてでございますが、調査報告書の公表について、まず文化庁へ報告をすると共に、東京都教育庁、市内小・中学校、郷土資料館、図書館などへも送付しまして、御覧いただけるようにしていきたいと思っております。

それから、また、調査活動についても今後継続いたしまして、国の重要無形民俗文化財の指定に向けた取組を継続してまいります。

報告は以上でございます。

安間教育長 只今、報告は終わりました。

本件について御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

かなり厚いものなので、今、見て中身の細かいところの御質問等は無理でしょうけれども。

提案なのですが、今後、教育委員みんなで一回、見に行きませんか。とてもすばらしいですよ。

笠原委員 私は、オリンパスホールで一昨年、拝見させていただきました。

安間教育長 それでは、本議案について報告として承らせていただきます。

これで公開での審議は終わりますが、委員の方から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。



安間教育長　それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退出をお願いいたします。

再開は3時15分とさせていただきます。

【午後3時6分休憩】